

第50号議案

ふじみ野市上福岡ゲートボール場条例の一部を改正する条例

ふじみ野市上福岡ゲートボール場条例（平成17年ふじみ野市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第3条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項中「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項中「使用させる」を「利用させる」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」と「利用しよう」とに改め、同条第3項中「使用させる」を「利用させる」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「使用の」を「利用の」に、「使用権利者」を「利用者」に改め、同条第1号中「使用権利者」を「利用者」に改め、「満60歳以上の」の次に「者である」を加え、同条第2号中「使用権利者」を「利用者」に、「使用団体」を「利用団体」に改める。

第7条中「使用権利者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ゲートボール場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ゲートボール場を利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に、「使用した」を「利用した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、令和5年8月1日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するほか、
条文の整理を行うため、ふじみ野市上福岡ゲートボール場条例の一部を改正し
たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規
定により、この案を提出するものである。